

デジタル法制ワーキンググループ 運営要領

デジタル関係制度改革検討会 デジタル法制ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 ワーキンググループの会合において配布された資料は、原則として、公表する。
- 2 ワーキンググループの議事録は、原則として、公表する。
- 3 次の各号に掲げる場合においては、ワーキンググループの決定を経て、資料又は議事録の一部若しくは全部を非公表とすることができる。
 - 一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合
 - 二 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - 三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合
- 4 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。